Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-25

日韓における教育の漸進的無償化政策の比較研究 ： 高校無償化・大学入学金問題・大学学費負担軽減

渡部，昭男
多胡，太佑

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,20(1):73-82

(Issue Date)
2026-09-30

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100505699

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505699

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要
第20巻第1号　2026

研究報告

日韓における教育の漸進的無償化政策の比較研究
――高校無償化・大学入学金問題・大学学費負担軽減――

The Progressive Introduction of Free Education in Japan and Korea: Free High School Education, University Entrance Fees, and Educational Cost Reduction

渡部　昭男*　　多胡　太佑**
WATANABE Akio*　TAGO Taisuke**

要約：日韓はともに憲法で「教育を受ける権利」を定め，教育基本法で教育の機会均等及び経済的地位による教育上の差別禁止を謳っている。また国際人権A規約を批准しており，13条「教育への権利」に係る中等及び高等教育の「無償教育の漸進的導入」（2項(b)(c)）の義務を負っている。この漸進的無償化政策について，①後期中等教育に関して所得制限のない高校無償化に至っている［日：2026年法改正，韓：実施済］。高等教育に関しては，②入学金では［日］二重払い負担軽減／［韓］全面廃止，③学費負担軽減では［日］中間層・多子世帯への限定的拡大／［韓］中間上位層・多子女への拡充を進めている。総じて日本は与党内等合意による「選別的消極拡張」，韓国は社会運動と政治の応答による「準普遍的積極拡張」という政策径路が析出された。一方でともに大学等の学費依存体質が学費自体の低廉化を妨げており，国としていかに公共性を強化し大学等の運営基盤を安定させるのか，いかに教育費の公費負担拡大を進めるのか，包括的体系的な漸進的無償化ロードマップを早急に提示する必要性を指摘した。

キーワード：無償教育の漸進的導入（漸進的無償化），高校無償化・大学入学金問題・大学学費負担軽減，政策径路，選別的消極拡張・準普遍的積極拡張，漸進的無償化ロードマップ

1．漸進的無償化の法規範：本稿の課題と方法

漸進的無償化の法規範は，日韓ともに憲法・教育基本法・国際条約の三層構造で捉えうる。

まず憲法において「教育を受ける権利」を規定し，義務教育の無償を例示している［日本国憲法26条1項・2項，大韓民国憲法31条1項・3項］。

そして教育基本法において「教育の機会均等」原則に立って，経済的地位による教育上の差別禁止を謳っている［日本4条1項，韓国4条］。より具体的には，経済的理由による修学（受教育）困難者に対する奨学の措置［日本4条3項］，奨学制度・学費補助制度等の樹立実施［韓国28条1項］を国及び地方団体に課している。

また国際人権A規約International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights（ICESCR）を批准しており，13条「教育への権利Right to Education」に係る2項（b）（c）の中等教育及び高等教育における「無償教育の漸進的導入Progressive Introduction of Free Education」（漸進的無償化）の義務を負っている[1)]。

本稿でいう漸進的無償化とは，ICESCRに基づき，教育費の私費負担を段階的に縮減し，公的負担を拡大することによって教育機会の平等を実現しようとする政策過程を指す。この観点から，本稿では①高校無償化，②大学入学金問題，③大学学費負担軽減の3つを一体的に捉えて，日韓における漸進的無償化の政策径路の比較分析を行う。

本稿は，日本に関する箇所を渡部が，韓国に関する箇所を多胡が執筆し，双方に係わる箇所は著者二名が意見交換しながら仕上げたものである。

2．漸進的無償化政策①高校無償化

高校無償化に係る日韓比較一覧（表1，渡部・多胡作成）を踏まえ，以下，順に検討する。

＊　神戸大学大学院人間発達環境学研究科 名誉客員教授（教育行政学）
＊＊　北海道大学大学院教育学院博士課程院生 日本学術振興会特別研究員（高等継続教育）［ユン・テウ（YOON Taewoo）］

（2026年3月31日　受付
2026年3月31日　受理）

表１．高校無償化に係る日韓比較一覧

	日本	韓国
経緯	2010導入／14改正／25変更 紆余曲折後の拡張(約15年)	2019導入／21完成 短期完成(約3年)
政策理念	高校授業料無償化 (教育の機会均等・負担軽減)	高校無償教育 (公共性の強化・徴収廃止)
無償範囲	授業料(私立:上限額設定+年収別の給付加算+自己負担)	授業料・入学金・学校運営支援金・教科書
所得制限	2014-24:所得制限あり 選別主義	なし 普遍主義
対象	国公私立 (朝鮮学校の除外運用)	国公私立 (独立型私立高校の特例扱)
無償方式	2014-国公私立とも就学支援金（給付）	不徴収
財政負担	国（2026-地方）	国・地方
論争点	朝鮮学校除外・無償範囲／三党合意実施に係る論点整理	国・地方財政負担の在り方／私教育費問題
低所得層等の支援	生活保護法+2014-高校等奨学給付金(高校版就学援助)	国民基礎生活保障法+教育庁による高校無償給食の拡大

(1)　日本：高校授業料の無償化 [2)]

【経緯・政策理念】

2009 年夏の総選挙で政権に就いた民主党は，マニフェストに掲げた高校無償化を 2010 年に導入した(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律)。その後，2012 年冬の総選挙で政権に復帰した自由民主党・公明党は法改正を行い，2014 年から所得制限を設けた（高等学校等就学支援金の支給に関する法律)。

2024 年秋の総選挙で少数与党となった自由民主党・公明党は，日本維新の会との三党合意に基づき，2025 年に所得制限を臨時措置として先行廃止した(2026.3.31 所得制限撤廃の法改正 [3)])。

根拠法にはこれまで「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り，もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」と明記してきた。すなわち，本制度の政策理念は，経済的負担軽減（高校授業料無償化）を通じて教育の機会均等に資することである。

【国際人権Ａ規約 13 条の漸進的無償化規定】

2010 年の高校授業料無償化導入に際し，民主党は ICESCR 13 条 2 項（b）(c）の「漸進的無償化」規定を強く意識していた [4)]。その後，2012 年 9 月 11 日に同条項に対する留保を撤回した。

国連への第 3 回政府報告（2009.12）に対する社会権規約委員会の事前質問への政府回答（2013.1, pp.37-38）においては，留保撤回に言及しつつ，「公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金」の実施を報告している。これを受けて国連社会権規約委員会は総括所見（2013.5.17，pp.1-2）において留保撤回及び高校授業料無償化の導入を「肯定的側面」として評価している [5)]。

2014 年からの所得制限設定に係る法改正の国会審議では，留保撤回直後であり「漸進的無償化」規定に逆行するとの反対意見が示された。その結果，附帯決議には将来的に所得制限撤廃を目指す旨が盛り込まれた [6)]。2025 年の所得制限廃止の臨時措置，2026 年の法改正及び私学加算拡充は，歴史的にはこの附帯決議の延長線上に位置づくものである。次回の国連への第 4 回政府報告には，13 条関連事項として書き込まれる可能性が高い。

【無償範囲・対象・無償方式・財政負担・論争点】

三党合意（2025.2.25）に基づく改正概要を以下に整理する。①無償範囲は授業料に限定される。②対象は国公私立の高校等である。③無償方式は，2010-13 年度：国公立は不徴収・私立は就学支援金給付，2014-25 年度（所得制限設定期)：国公私立ともに就学支援金給付，2026 年度以降も就学支援金給付（代理受領維持）が見込まれている。2026 年度以降の給付予定額（全日制）は，公立高校 118,800 円（11,900 円× 12 か月)，私立高校 457,000 円（私立授業料全国平均相当額。2025 年度までの 396,000 円から加算拡充）である。④財政負担については，2025 年度までは国 10/10 であったが，2026 年度以降は国 3/4・地方 1/4 へ変更する方針とされている（地方負担分は普通交付税措置予定)。

主な⑤論争点として，朝鮮学校除外問題がある。無償化請求訴訟が複数提起されたほか，国連社会権委員会は総括所見 [7)] において「朝鮮学校が排除されており，そのことが差別を構成していることに懸念を表明する」(13・14 条)，「朝鮮学校に通学する生徒にも適用されるよう要求する」（パラ 27）と勧告した。また無償範囲についても，「漸進的に完全な無償の中等教育を提供するため … 入学金及び教科書代を含めるよう勧告する」(13 条 2 項（b))（パラ 29）とされた。

三党合意実施に係る論点整理・対応方策 [8)] としては，外国籍生徒・外国人学校の扱い，合理性のない授業料値上げの抑止，国と地方の負担割合，地方負担への財政措置，公立高校･専門高校等への支援拡充，高校教育の質の確保・向上，安定財源の確保，事務負担の軽減などが挙げられている。

【低所得層の支援】

生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯を対象とする高校生等奨学給付金は，2014 年度に国庫補助（補助率 1/3）のもと各都道府県事業として開始された。「高校版就学援助」ともいわれており，低所得層の高校生等を対象に授業料以外の教育費（教科書費，教材費，学用品費，通学用品費，教科外活動費，生徒会費，PTA 会費，入学学用品費，修学旅行費，通信費等）を支援する制度である。

2026 年度からは，三党合意（2025.10）により中所得層への対象拡大（年収目安 270 万円［年額例：全

日制・定時制の国公立約 14 万円・私立約 15 万円］→ 380 万円［非課税世帯の 1/3］及び 490 万円［同 1/4］）及び国庫補助率の引上げ（1/2）が予定されている[9]。なお，実施自治体によっては，従来から給付額の上乗せ，年収要件の緩和，対象費目の横出し等が行われてきた。

生活保護における高校段階の教育費は，義務教育段階の教育扶助ではなく生業扶助として扱われる。高校生等奨学給付金は，その生業扶助と費目単位で調整されるため，例えば修学旅行費については，給付金で不足分が生じた場合にのみ生業扶助で補填される。

(2) 韓国：高校無償教育の実施

【経緯・政策理念】

高校無償教育は，文在寅政権（Moon Jae-in, 2017-22）において導入された。大統領府の資料[10]によると，大統領選公約では 2020 年実施予定であったが，これを前倒しし，2019 年度 2 学期に第 3 学年（大学受験を控えて家計負担が重い学年）から開始し，学年遡及方式により 2021 年に全学年実施へと拡大された。当時高校は進学率 99.7%に達しており（事実上の普遍教育水準），それにもかかわらず，OECD 諸国で唯一高校無償教育が未実施であった国である。2004 年の中学校無償教育の完成から 17 年を経て 2021 年，韓国は「小中高無償教育時代の幕開け」を迎えたと謳っている。

文在寅政権は，「国政運営五カ年計画」（2017.7.19）[11]を公表し，国家ビジョン「国民の国，正義の大韓民国」のもとに 5 大国政目標，20 の目標戦略，100 の国政課題を示した。その国政目標 3「私の人生に責任を負う国」＞目標戦略 2「国家が責任を負う保育と教育」＞国政課題 49「幼児から大学までの教育の公共性の強化」（主管:教育部）に，「高校無償教育の実現」は位置づけられている。政策理念は「幼児から大学教育までの教育の公共性の強化」，すなわち「公教育費用に対する国家責任を強化することで … 均等な教育機会を確保」（同計画 p.82）することに要約できる。

【国際人権 A 規約 13 条の漸進的無償化規定】

韓国は 1990 年に ICESCR を批准し，13 条に基づく教育に関する諸義務を留保なく承認している。

第 4 回政府報告（2016.5）[12]では，初等教育段階の無償（パラ 135）とともに，職業系高校に該当する「特性化高等学校（특성화고등학교）」への教育費全額支援について報告している（パラ 140）。これに対し，第 5 回政府報告（2024.2）[13]では，「教育への平等なアプローチ」の項において，「大韓民国は『憲法』第 31 条による国民の教育基本権を保障しており … 所得による教育格差を解消するために，2021 年から高校全学年に無償教育を拡大した」（パラ 105）と報告している。

【無償範囲・対象・無償方式・財政負担・論争点】

初等中等教育法（초·중등교육법）の 2019 年改正により，10 条の 2 が新設された。

第 10 条の 2（高等学校等の無償教育）

① 第 2 条第 3 号による高等学校・高等技術学校及びこれに準ずる各種学校の教育に必要な次の各号の費用は無償とする。
   1. 入学金
   2. 授業料
   3. 学校運営支援費
   4. 教科用図書購入費

② 第 1 項各号の費用は国家及び地方自治団体が負担し，学校の設立者・経営者は学生と保護者からこれを受けることができない。

③ 第 1 項及び第 2 項にもかかわらず，大統領令で定める私立学校の設立者・経営者は，学生及び保護者から第 1 項各号の費用を受けることができる。

以上を整理すると，①**無償範囲**は入学金，授業料，学校運営支援費，教科書代である。②**対象**は原則として国公私立の高校等である。ただし，国の補助金を受け取らず独自の学費徴収やカリキュラム運営が認められた独立型私立高校は除外されている。③**無償方式**は，給付方式ではなく，不徴収方式である。

さらに，地方教育財政交付金法（지방교육재정교부금법）の 2019 年改正[14]によって，高校無償教育に必要な経費への交付金の充当が明示され（3 条：初等中等教育法 10 条の 2 との連動），④**財政負担**の割合については「国 47.5%・地方教育庁 47.5%・地方自治体 5%」と定められた（14 条：高等学校等の無償教育経費の負担に関する特例）。段階的実施の具体は大統領令に委ねられている。不徴収分の補助額は 1 人当たり年間約 160 万ウォン，高校生約 124 万人（2021 年）を対象とし，総額は約 2 兆ウォン規模である（10 ウォン≒ 1 円）。

最大の⑤**論争点**は，国と地方の財政負担の在り方である。法改正により国の関与は明示されたものの，導入初期（2019）は地方教育庁の独自予算に依存する形で開始された。また，国の財政措置は当初 2024 年末までの時限措置とされ，その後 2027 年末までに再延長された（その改正の際，国の負担率について「47.5%」から「47.5%以内」とされた）。しかし，恒久的な財政制度化には至らず，暫定措置の繰返しとなっている。

さらに，国連第 5 回政府報告に関する市民社会団体意見書（2025.6）[15]では，高校無償教育後も私教育費問題は依然として解消されておらず，所得水準による私教育費格差が拡大しているとの指摘がなされている（パラ 56）。

【低所得層の支援・無償給食】

低所得層（基礎生活受給者［基準中位所得の概ね30％以内］・次上位階層［概ね30～50％］）への支援は，国民基礎生活保障法（국민기초생활보장법）に基づき，高校無償教育以前から行われてきた（**表2**，キム作成）[16]。高校無償教育で不徴収になった費目を除き，低所得層の高校生に対しては副教材費・学用品費・給食費・放課後学校の自由受講券・PC設置費・インターネット通信費等が支援されている。

なお学校給食について，高校無償教育の導入に伴って，一部の私立高校を除いてほぼ全ての教育庁で高校無償給食が実施されるに至っている[17]。

表2．低所得層への教育給与及び教育費支援

基準	教育給与			教育費	
小	副教材費 13.2千円	学用品費 7.1 千円	－	給食費（63千円） 放課後学校の自由受講券（60千円） PC設置（120千円） インターネット通信費（23千円）	－
中	副教材費 20.9千円	学用品費8.1千円	教科書(8.4千円) 入学金・授業料（121.7千円）		入学金・授業料 学校運営支援費（170千円）
高					
支援方式	現金支給		納付金の減免 （年間支援の金額であり、学生別の状況に応じて、実際の支援額は様々）		

(3)　小括：日韓比較①高校無償化

日本の高校無償化は，教育の機会均等の理念を掲げつつも，所得制限を伴う選別的かつ授業料限定の給付制度を基軸とし，時々の政権の考え方のもとでその対象範囲及び給付水準を拡張するという家計負担軽減政策として展開してきた。

これに対し，**韓国**の高校無償化は，教育の公共性を強化する理念のもと，授業料に留まらず入学金・教科書代等を含む不徴収方式による国公私立を一括した普遍的な無償教育の構想であり，短期間で完成された制度改革である。

3．漸進的無償化政策②大学入学金問題

大学入学金問題に係る日韓比較一覧（**表3**，渡部・多胡作成）を踏まえ，以下，順に検討する。

表3．大学入学金問題に係る日韓比較一覧

	日本	韓国
入学金徴収の法規定	法律上の直接規定なし *省令・学則・契約等に委任	高等教育法11条・同施行令4条1項13号により学則等に委任
学費の返還等規定	法規定なし 各大学学則・規程等に委任	大学登録金に関する規則6条（返還）・高等教育法11条（災難時の減免）
返還訴訟の提起	個別訴訟 個別ケースの契約解釈・返還可否を争点化	集団訴訟（原告団約1万人） 徴収・算定の法的根拠欠如を争点化＋民間・国の実態調査
返還訴訟の影響	「入学地位取得対価」判決による現状の追認・固定	政治・政策の動きを生み現状の変革・廃止へ
政策理念	私立「二重払い」負担軽減 （文部科学省通知） *入学金前提の負担緩和	教育の公共性の強化 （大統領選公約/国政運営計画） *入学金制度の見直し・廃止
経緯	私立：2025負担軽減依頼通知／各大学からの応答待ち	国公立：2018廃止 私立：2019-22段階的廃止
実態調査	文科省:2025対応集約調査 （入学金実態調査は未実施）	民間:2012入学金現況調査 教育部:2017入学金実態調査
法整備	なし	国：2019高等教育法11条2項新設で不徴収を明文化
財政負担	国による直接補填なし 大学側の内部努力に委ねる	私立の実費分を国が補填（現在は登録金算入/別途支援なし）

(1) 日本：私立の入学金「二重払い」負担軽減

【入学金徴収・返還に係る法規定】

学校教育法6条は，1条に規定する学校は「授業料を徴収することができる」とした上で，教育基本法が定める授業料不徴収となる国公立の義務教育の学校を列記している。一方，入学料（金）の文言は法律には登場しない。省令にまで降りれば，学校教育法施行規則4条1項7号は，学則中に記載すべき事項の一つに「授業料，入学料その他の費用徴収に関する事項」を挙げている。また，国立大学等の授業料その他の費用に関する省令は，授業料・入学料及び検定料の標準額等（2条），義務教育での入学料不徴収（3条1項），入学料の徴収方法（7条）を定めている。すなわち，入学金徴収に係る直接規定は法律にはなく，省令・学則・募集要項・契約に委任されている。

また，学納金（授業料・入学金など）の返還に関する法規定はなく，各大学の学則・募集要項等に委任されている。

【学納金返還請求訴訟／訴訟の影響】

大学等の併願受験が可能なことから，第一志望合格後に併願先の入学を辞退し，いったん納めた学納金（ないし不当利得）の返還を求める少なくない訴訟が提起されてきた。古くは学納金の返還請求を退ける傾向にあったが，消費者契約法施行（2001.4）以降は学納金の一部等の返還を認める判決が現れるようになった。

そうした状況において2006年，学納金返還に係る初めての統一的判断が最高裁判所から示された（2006.11.27）[18]。すなわち，入学金の返還は不要，授業料等は4月1日以前に辞退すれば全額返還すべきというものである。最高裁判決の特徴の一つは，このように入学金とそれ以外の授業料等とを分離して性格づけたことである。

最高裁判決は，入学金について，「学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり，当該大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられる」（在学契約とは切り離した「入学地位取得対価＋入学事務手続等費用」）と判示している。

一方，在学契約成立以前の辞退であれば返還すべきとした授業料等については，在学契約との関連で教育役務の提供等に対する対価（「有償双務契約」）として性格づけている[19]。

最高裁判決は，消費者契約法を踏まえて授業料等の返還を認めた一方で，入学金不返還の慣習を追認してお墨付きを与え固定化することとなった。

【入学金「二重（多重）払い」負担軽減】

2025年，若者当事者の運動もあり[20]，文科省は高等教育局私学部長名の「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」（7文科高第491号，2026.6.26）を発出し，2026年度入試に向けて，以下を要請依頼した。

> 1. 各大学が設定している入学料の額や納付時期等の趣旨や考え方について，学生や保護者をはじめとする社会の理解を得られるよう，積極的に説明すること。
> 2. 学生の経済的な負担軽減を図る観点から，入学料の額の抑制に努めること。
> 3. 入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減のための方策を講ずるよう努めること。

同年10月には通知の「考え方等」を公表して対応のポイントや想定例を示し，返還不要とした最高裁判決を超えた方向への対応に踏み出すよう促した。ただし，入学金の一部または全部を返還する場合に国が補填する等の支援策の提案はせず，あくまでも大学側の内部努力に委ねている。文科省は11月に対応集約調査を行い，その結果を12月に公表している[21]。

(2) 韓国：国公私立の入学金廃止

【入学金徴収・返還に係る法規定】

高等教育法（고등교육법）11条1項は，大学は「授業料及びその他の納付金」（登録金）を受け取ることができると定めている。そして，同施行令は学則に記載すべき事項として「授業料・入学金その他の費用徴収」（4条1項13号）を掲げている。このように入学金を登録金の構成要素に含めて，徴収可能としていた。また，大学登録金に関する規則（대학 등록금에 관한 규칙）は，登録金を定める場合には各大学が「登録金審議委員会の審議を経なければならない」（2条1項）と規定している。具体的な金額及び徴収方法等は，最終的には各大学等の学則等に委ねられていた。

大学登録金に関する規則には登録金の返還規定（6条）も置かれている。すなわち，①登録金が過誤納された場合には全額を返還する（1項），②一定の返還事由に該当する場合には別表の基準に従い返還する（2項）である。返還事由としては，入学不能または学業継続不能，入学放棄，中途退学，休学者の除籍，疾病・死亡・天災地異・その他やむを得ない事由による入学不能または学業継続不能，登録金納付後の休学が列記されている。

【入学金廃止運動・返還訴訟／運動訴訟の影響】

入学金廃止運動及び返還訴訟について，（韓国）大学教育研究所（대학교육연구소）の朴巨用所長（Park Ker-young）は次のように整理している[22]。

> 半額登録金国民本部は，2012年2月の大学入学金を算定し徴収する正確な根拠がないとして，これを廃止または最小化することを求めた。当時，各大学の入学金は，私立大学の場合，最高104万ウォンから最低15万ウォンまでで7倍の差があり，国公立大学は最高40万ウォン，最低2万ウォンまでで20倍の差があった（大学教育研究所2013「2012年全国大学入学金現況」）。市民団体や学生などの入学金廃止運動は続き，2014年6月の統一地方選挙に臨む野党の民主党は，国民生活費負担軽減対策として大学入学金の段階的廃止を約束した。／その後も，学生側は入学金問題の解決を求める数千人の署名を国会に提出し，1万人余りの大学生が不当に請求された大学入学金の返還を求める訴訟を起こした。2017年の大統領選挙で文在寅候補が大学入学金の廃止を公約に掲げ，当選後，本格的に進めた。（「／」は改行を示す）

ここで注目すべきは，個別学生による散発的な返還訴訟ではなく，全国的な運動方針のもとに入学金廃止を求める社会運動と訴訟が結合して展開された点である。大学教育研究所による入学金現況調査[23]は，入学金が大学ごとに大きく異なること，入学金の性格・徴収目的・算定根拠について大学登録金に関する規則に明確な基準が存在しないことを指摘し，教育部及び大学当局が入学金廃止方策を検討すべきであると提起した。

【入学金廃止のプロセス】

文在寅政権による入学金廃止政策は，高校無償教育と同様，「教育の公共性の強化」の一環に位置づけられる。

政府の要請を受け，まず①国公立大学総長協議会は2018年度からの入学金廃止を決定した（2017.8）。次に②私立大学との協議と並行して，教育部は「私立大学入学金実態調査」を実施した（2017.9。全国4年制私立大学156校のうち80校が参加）[24]。

その結果，入学金の使用内訳は，入学式・新入生オリエンテーション等の行事費5%，新入生進路・適性検査等の学生支援経費8.7%，広報費14.3%，新・編入生奨学金20.0%，入学関連部門の運営費14.2%，一般運営費33.4%であった。教育部は，入学事務実費の認定基準及び段階的削減方案を私立大学と協議する方針を示した。これを受けて，私立大学側も2018～2022年の段階的廃止に合意した（4年制私立大学2017.11，専門大学2018.1）。その際，入学事務実費相当分については国家奨学金（Ⅱ型:大学支援型）

を通じて国が補填する措置が講じられた（現在は登録金算入／別途支援なし）。

国は，高等教育法 11 条 2 項を新設し，「大学の設立者・経営者は，学生から入学金を受け取ることができない」と明文化した（2019.12）。こうして，2022 年までには大学入学金制度は廃止された。

【コロナ禍等における登録金の減免規定】

なお，個別事情に対応した返還規定とは別に，2020 年のコロナ禍のような自然災難または社会災難（災害及び安全管理基本法 3 条 1 号）によって大学が教育役務を正常に提供できない場合等を想定して，登録金の免除・減額を可能にする規定が追加された（高等教育法 11 条 4 項，2020.10.20 新設）[25]。また，災難時などに教育の質の確保のために国や地方自治団体が必要な財源を支援できることも規定された（同 7 条 1 項）。

(3)　小括：比較考察②大学入学金問題

日本 の教育法制は，授業料のみを明示的な法規律の対象とし，入学金を制度の周縁に位置づけてきた。その結果，入学金問題は立法や政策の本質的課題として検討されることはなく，司法における個別紛争処理に委ねられ，制度自体は維持・固定化されてきた。2025 年に至ってようやく，私立大学における入学金の「二重（多重）払い」問題を契機として，2006 年最高裁判決による不返還容認を前提としつつも，一定の負担軽減策を模索する動きが現れ始めた段階にある。

これに対し，韓国 では 2010 年代以降，入学金廃止を求める社会運動が継続的に展開され，入学金問題は高等教育の公共性強化という政策理念の一環として位置づけられた。実態調査と大学側との協議を通じた合意形成を経たうえで，最終的には高等教育法において入学金の徴収禁止を明文化し，制度そのものを廃止するに至った。

4．漸進的無償化政策③大学学費負担軽減

大学学費負担軽減に係る日韓比較一覧（表 4，渡部・多胡作成）を踏まえ，以下，順に検討する。

(1)　日本：大学等修学支援制度―低所得層から限定的対象拡大（中間層・多子世帯）へ

【導入の経緯と意思決定】

2017 年秋の国難突破解散に際し，安倍晋三総理は少子高齢化を国難の一つと位置づけ，2019 年 10 月予定の消費税率の 2%（8 → 10%）引上げに伴う税収増の使途変更によって幼児教育及び高等教育の無償化を実現するとの公約を掲げた。

日本では 2017 年の試験事業を経て，2018 年に給付型奨学金（独立行政法人日本学生支援機構による事業）が開始され，さらに授業料等減免と給付型奨学金支給を組合わせた大学等修学支援新制度が 2020 年度から導入された。

表 4．大学学費負担軽減に係る日韓比較一覧

	日本	韓国
制度	大学等修学支援新制度	国家奨学金制度
概要	学費減免＆給付型奨学金	給付型奨学金による学費減免
導入・実施	2020年度～	本格実施：2012年度～
機構	日本学生支援機構	韓国奨学財団
意思決定	2017安倍晋三政権	2011李明博政権
背景	国難（少子高齢化）への対処（幼児教育&高等教育無償化）	2011半額登録金運動の高まり（学生・市民・野党 蝋燭集会）
方針・理念	貧困対策:低所得層対象の自立・活躍できる人材の育成→多子世帯・困難家庭の教育費の一部を社会全体で負担	2012朴槿恵:半額登録金／2017文在寅:教育の公共性の強化／2025李在明:青年教育・福祉の基本生活支援・保障
目的	修学に係る経済的負担軽減・少子化進展への対処に寄与→子育てに希望を持つことができる社会の実現	経済的条件に関係なく誰もが意志と能力に応じて高等教育機会を持てるよう支援／少子化対策の側面も（多子女優遇）
制度枠組み	年収約270万:上限額 -約300万円:2/3 -約380万円:1/3（大学自助努力支援型なし）2025多子世帯学費免除導入	Ⅰ型：所得分位別の基礎支援（基礎・1-3分位→段階的拡大）Ⅱ型：大学自助努力連携支援 2014多子女国家奨学金追加
中間所得層への拡張	特定分野限定での部分拡大 2024:年収約600万円1/4支援を追加（私立理工農系）	分位拡張による横断的拡大 2025: 9 分位（中間上位層）へ拡大/10分位のみ対象外
多子（女）定義	扶養数基準に限定 3 子以上世帯	実数基準 3 子以上世帯
支援学生率	2 割台（対象者比率）	6 割台（受給者比率）

【政策方針・理念及び目的】

第 198 回国会（2019.1-6）に提出された大学等における修学の支援に関する法律案（閣法第 21 号）について，政府はその趣旨を，「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し，社会で自立し，及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い，その修学に係る経済的負担を軽減することにより，子どもを安心して生み，育てることができる環境の整備を図り，もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする」（法案 1 条）と説明している[26]。あわせて，制度のポイントとして，①支援対象は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（真に支援が必要な低所得者世帯），②少子化対策として消費税率引上げによる財源を活用，③社会保障関係費として内閣府に予算計上して文部科学省において執行する，などが示された。

ここで注目すべきは，同法の目的規定には，高校等就学支援金法 1 条にはある「教育に係る経済的負担の軽減を図り，もって教育の機会均等に寄与することを目的とする」という文言が存在しない点である。大学等修学支援新制度は貧困対策・少子高齢化対策として構想されたものであり，低所得層を対象とした自立・活躍できる人材の育成を主眼とするものであっ

て，教育の機会均等を正面から掲げた制度とは位置づけられていない。

【制度枠組み・支援対象の拡張】

同制度は，学費減免と給付型奨学金支給の二本立てで構成されており，世帯年収による3つの支援区分を開始当初は設けていた。同法には施行4年後の見直し規定（附則4条）があり，在り方検討会議や国会での審議を経て，支援対象拡張がまず2024年に実施された。

第1区分：住民税非課税世帯・年収目安約270万円以下（満額支援）
第2区分：同約300万円以下（上限額の2/3）
第3区分：同約380万円以下（上限額の1/3）
第4区分(2024追加)：同約600万円以下(多子世帯[扶養する子が3人以上］は上限額の1/4。私立理工農系学生は学費減免のみの支援で上限額の1/3または1/4［文系との差額補填])

2025年度からさらに，多子世帯の学費減免については所得制限をなくして満額支援とされた[27]。対象の拡張に対応して，法の目的規定も「多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため，これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等（略）の減免を行い，もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする」と改正された。

財源には消費税増税分の一部を当てており，予算規模は以前は5千億円台（ただし執行率は3千億円程度）であった[28]。現在は，内閣府ではなくこども家庭庁が予算計上し（規模は6千億円台），文部科学省と厚生労働省に移管して執行している。

(2) 韓国：国家奨学金制度―中間上位層への対象拡大及び多子女優遇措置

【導入の経緯と意思決定】

第17代李明博大統領(Lee Myung-bak, 2008-12)は，大統領選挙においてカスタマイズ型国家奨学制度構想を公約に掲げた。2010年には高等教育法改正により登録金値上げ率上限制及び登録金審議委員会制度を導入したが，効果的な登録金抑制には至らなかった。4大江事業に巨額財政投資を行う放漫政権運営への反発の中で，2011年には登録金半額化を求める学生・市民運動の高揚や教育政策への関心の高まりがあった。社会的運動の圧力を受けて，2012年より給付型国家奨学金制度が本格実施された。

【政策方針・理念及び目的】

2012年末の大統領選挙では，朴槿恵・文在寅両候補がともに半額登録金を公約に掲げ，大学学費負担軽減は党派を超えた政治課題となった。第18代朴槿恵大統領（Park Geun-hye，2013-17）のもとで予算規模の大幅な拡充がなされた。さらに，第19代文在寅大統領は「教育の公共性の強化」を政策目標に掲げ，その一環に「大学生が体感できる登録金負担軽減」も位置づけた。第21代李在明大統領（Lee Jae-myung，2025-）[29]は，学生を含む青年の教育・福祉に係る基本生活支援／基本生活保障の構築を志向している。

奨学金事業を委託執行する韓国奨学財団（한국장학재단）は，設立法1条において「経済的条件に関係なく，誰もが意志と能力に応じて高等教育の機会を持つことができるようにする」ことを目的として掲げている。

【制度枠組み・支援対象の拡張】

国家奨学金制度は，Ⅰ型：所得分位別基礎支援（個人別支援。支給分を差引いた額の登録金が学生に請求される），Ⅱ型：大学自助努力連携支援（大学経由支援），多子女型（2014年新設）の三類型で構成されている。支援対象は，Ⅰ型（2012年）は基礎生活受給者（上限額450万ウォン）・第1～3分位（上限額の50～20%），Ⅱ型（2012年）は第7分位以下対象，多子女（2014年）は3子以降対象，というように限定的であった。段階的に支援を拡張し，2025年には以下のようである[30]。

Ⅰ型：基礎及び次上位（全額）・第1～3区分（上限額570万ウォン)･第4～6区分（同420万ウォン)･第7～8分位（同350万ウォン）・第9分位（2025年追加。同100万ウォン)[予算計30,292億ウォン]。
Ⅱ型：大学自助努力連携［予算2,600億ウォン］，地域人材奨学金［800億ウォン］。
多子女：第3子以上の基礎及び次上位・第1～8分位（全額）・第9分位（200万ウォン），第1・2子の基礎（全額）・第1～3分位（570万ウォン）・第4～6分位(480万ウォン)･第7～8分位(450万ウォン)･第9分位（135万ウォン）［予算計11,138億ウォン］。

注目すべきは，①対象となる所得分位を第10分位のみを除いて第9分位（中間上位層）まで拡張しつつ，②多子女世帯をさらに優遇するという二重の拡張構造を採っていることである[31]。なお，授業料減免に留まらない支援や福利厚生の充実も行われている（低所得学生向けの住宅安定奨学金新設・勤労学生向けの就労奨学金拡大・交通割引Kパス拡充[32]，千ウォン朝食実施校拡張など)。

(3) 小括：比較考察③大学学費負担軽減

日本は，授業料等減免に学費以外にも充当できる給付型奨学金を組み合わせた制度設計である（機関要件基準による大学等審査あり／大学自助努力連携型は採用していない)。貧困対策及び少子化対策を政策的背景として，低所得層への選別的給付から出発

した。「教育の機会均等」の理念に欠け，中間層（私立理工農系）や多子世帯（扶養数基準）への拡張も，極めて限定的となっている。受益学生率[33]は2割台であり，予算執行率も必ずしも高水準とはいえない。総じて，年収区分を基軸とする限定的拡張型ないし消極拡張型と特徴づけることができる。

これに対し**韓国**は，登録金減免（Ⅰ型）と大学自助努力連携（Ⅱ型）の2タイプを制度的に並置し，さらに多子女支援（実数基準）を重層化することで，高等教育機会の保障を志向する体系を構築している。2012年の本格実施以降，歴代政権のもとで継続的に拡充され，当初の「半額登録金」目標から，「教育の公共性の強化／体感可能な負担軽減」，さらには「青年教育・福祉の基本生活保障」へと政策目的を深化・展開させてきた。受益学生率は6割台に達しており，所得分位の段階的拡張と多子女優遇の重層化を通じて対象を広げ支援を拡充する準普遍的な積極拡張型と評価できる。

5．総合考察：漸進的無償化政策に係る日韓比較

(1)　教育行政・政策学の観点から

日本と韓国はともにICESCRの漸進的無償化義務を負い，憲法及び教育基本法において教育の機会均等及び経済的理由による教育上の差別の禁止を掲げているが，教育費の私費負担が大きいという共通の構造条件のもとで，その具体的な政策形成の径路には顕著な差異が見られる。本稿では，高校無償化，大学入学金問題，大学学費負担軽減（多子（女）世帯支援を含む）という三つの政策領域を対象として政策形成の経緯と現状を整理し，中等教育及び高等教育の漸進的無償化がいかなる政策過程を通じて進展してきたのかを検討した。

その結果，第一に，高校段階において，日本は所得制限を伴う給付方式による授業料無償化を段階的に拡張してきたのに対し，韓国は入学金・授業料・教科書代等を含む不徴収方式による普遍的な無償教育を比較的短期間で制度化したことが明らかとなった。第二に，大学入学金問題では，日本が司法判断を契機として制度を事実上維持してきたのに対し，韓国では社会運動と政策決定が結びつくことによって制度自体が廃止された。第三に，大学学費負担軽減政策において，日本が低所得層を中心とする選別的支援の枠内で制度を拡張してきたのに対し，韓国では所得分位の段階的拡張と多子女優遇措置の重層化によって支援対象を大胆に拡大してきた。

以上を複数径路等至モデルを援用して総括すると，日韓両国はいずれも教育費の私費負担中心を共通の出発点としつつも，異なる政策径路を経て公費負担拡大による教育機会保障の拡大へと至る漸進的無償化のプロセスを辿っていることが明らかとなった。すなわち，「選別的消極拡張」と「準普遍的積極拡張」という二つの政策径路である（表5，渡部･多胡作成）。

表５．日韓における漸進的無償化の政策径路比較

		日本	韓国
政策径路		選別的消極拡張	準普遍的積極拡張
等至点		公費負担拡大による教育機会(アクセス)の保障	
↑分岐点	④大学学費負担軽減	低(中間)所得層／限定拡張	中間上位層／大胆拡張
	③多子(女)世帯支援	扶養数基準	実数基準
	②大学入学金問題	入学金維持	入学金廃止
	①高校無償化	授業料無償	高校無償教育
↑ 出発点		教育費の私費負担中心	

(2)　教育政治学の観点から

本稿の比較から浮かび上がるもう一つの論点は，漸進的無償化の政治過程である。

韓国においては，半額登録金運動[34]や入学金廃止運動など，学生当事者や市民の運動が政策形成に直接的に影響を与えた[35]。社会運動が駆動し政治が応答することによって変革が実現し，政権交代を経ても政策方向性がほぼ維持・強化されてきた。

これに対し日本では，政策形成は主として与党内等合意や財源調整の枠内で進められ，社会運動が制度構造を転換させるほどの政治力を持つには至っていない。拡張は行われているものの，それは政権の政策判断に依存する側面が強い。

この差異は，教育を権利として解釈し定位する政治文化の違いをも示唆している。韓国では，例えば国家奨学金支援基本計画の推進根拠として，第一に教育基本法28条の奨学制度規定を据え，次に韓国奨学財団の設立目的及び国家の責務を謳い，その下に時々の政権の国政課題を位置づける形を採っている。一方，日本の大学等修学支援新制度において，国民の権利や国家の責務は後方に退き，少子化対策・貧困対策の文脈で間接的に位置づけられてきたに過ぎない。

(3) 漸進的無償化ロードマップの必要性

漸進的無償化は総体的に進行するのではなく，制度断片の蓄積として展開している。従って今後求められるのは，ICESCRの人権としての「教育への権利」認識に立って，中等教育及び高等教育の漸進的無償化を実現する包括的体系的な漸進的無償化ロードマップの提示である。

とりわけ，乳幼児期から青年成人期までの切れ目ない支援体系の中に高等教育保障を位置づける視点は，人口減少超少子社会における国家の持続可能性とも密接に関わる。ともに大学等進学志向の強い日韓では，高等教育を含む子育て教育の私費負担の重さが少子化の一因とされている。逆に言えば，高等教育を含む子育て教育の切れ目ない一体的総合的で大胆かつ体感可能な支援策こそが真にサステイナブルな方策となると思われる。

高等教育の権利保障と人口減少社会への対応は，対立する課題ではなく相補的関係にある。教育への公的投資は単なる家計支援ではなく，社会的再生産や個々の幸福実現を支える基盤投資でもある。

謝辞：本研究は，JSPS 科研費 22K02702（2022-25 渡部昭男）及び 25KJ0492（2025-26 多胡太佑）の助成を受けた。

注（ウェブサイト等の閲覧期間は 2026.2-3）

1）第 21 回国連総会 1966.12.16 採択，1976.1.3 発効。日本：1978.5.30 署名，1979.6.21 批准（一部留保），同 .9.21 発効。韓国：1990.4.10 批准，同 .7.10 発効。

2）参議院事務局企画調整室の『立法と調査』には以下のような高校無償化関連の報告がある。
・有薗裕章 2010，「高校無償化」の意義：公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金支給法案，（302）17-24
・鈴木友紀 2010，「高校無償化」をめぐる国会論議：公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金支給法，（306）3-14
・鈴木友紀 2013，所得制限の導入と高校段階の教育費負担軽減の在り方：高校無償化法改正案，（347）44-53
・鈴木健太 2025，令和 7 年度からの教育無償化の進展，（475）104-115
・高野涼子 2025，第 217 回国会における「高校無償化」をめぐる国会論議，（477）118-131

3）目的規定は「高等学校等における教育の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図る」と改正された。

4）水岡俊一 2022，中等・高等教育の漸進的無償化への道（科研費寄稿）https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90009286/90009286.pdf。

5）政府報告，政府回答，総括所見については，外務省 HP：国際人権規約 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html を参照。

6）第 185 回国会・衆議院・文部科学委員会・議事録第 5 号（2013.11.13）。

7）注記 4）総括所見。なお，「次回の定期報告を 2018 年 5 月 31 日までに提出することを要請する」とあるが，未だ提出されていない。

8）関連資料は，①三党合意「自由民主党，公明党，日本維新の会 合意」（2025.2.25），②三党検討チーム「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（同 .6.11），③同「三党合意に基づく令和 8 年度以降の高校教育等の振興方策について」（同 .10.29），④同「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について」（同．12.18），⑤全国知事会「いわゆる教育の無償化に関する意見」（同），⑥文部科学省・総務省・財務省「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」（同 .12.19）など（いずれも文部科学省 HP：いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場 配付資料 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_00013.html）。

9）国と地方の負担割合について 2026 年度予算案は三党合意の「国 10/10」ではなく「国 1/2・地方 1/2」としている（文部科学省「高校生等奨学給付金：令和 8 年度予算案」https://www.mext.go.jp/content/20251226-mxt_shuukyo03-100002595_004.pdf）。

10）韓国大統領府（文在寅政権）作成年不詳（推定 2021），国民報告「高校まで学費を心配せず：小中高無償教育時代の幕開け」大統領記録館ウェブアーカイブ http://webarchives.pa.go.kr/19th/report.president.go.kr/story/view/23。

11）青瓦台・国家計画諮問委員会 2017，文在寅政権の五カ年計画と 100 の国政課題 https://www.korea.kr/archive/expDocView.do?docId=37595。

12）韓国政府 2016，国連「経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約」履行に関する第 4 次国家報告書（ハングル）http://humanrights.go.kr/base/board/read?boardManagementNo=7065&boardNo=7606995&search。

13）韓国政府 2023，国連 経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約 第 5 次国家報告書（ハングル及び英文）https://www.humanrights.go.kr/base/board/read?boardManagementNo=7065&boardNo=7609863&searchCategory=&page=1&searchType=&searchWord=&menuLevel=3&menuNo=117。

14）キム・フンホ（肥後耕生訳）2022，大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化 https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958（スライド 11-14）。

15）大韓民国人権・社会市民団体連合（128 団体）2025，大韓民国第 5 次定期報告書審議のための市民社会団体連合争点一覧意見書 https://www.hrbaram.org/data/?bmode=view&idx=166514271。

16）キム・フンホ（梁洙京訳）2019，文在寅政府 2 年 教育政策の変化：教育の公共性強化及び高等教育の質の向上政策を中心に https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011677（スライド 19-22）。表 2 はスライド 21 から切取り。

17）大韓給食新聞 2025.1.2「‘日没危機’を乗り越えた高校無償教育，給食も『ため息』」https://www.fsnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=55208#。

18）平成 17（受）1158 不当利得返還請求事件：平成 18 年 11 月 27 日 最高裁判所第二小法廷 判決 その他 東京高等裁判所 平成 16（ネ）2715，平成 17（オ）886 不当利得返還請求事件：平成 18 年 11 月 27 日 最高裁判所第二小法廷 判決 棄却 東京高等裁判所 平成 15（ネ）6002、平成 18（受）1130 不当利得返還請求事件：平成 18 年 11 月 27 日 最高裁判所第二小法廷 判決 その他 東京高等裁判所 平成 17（ネ）5282，平成 16（受）2117 学納金返還請求事件：平成 18 年 11 月 27 日 最高裁判所第二小法廷 判決 その他 大阪高等裁判所 平成 15（ネ）3707，平成 17（受）1437 学納金返還請求事件：平成 18 年 11 月 27 日 最高裁判所第二小法廷 判決 その他大阪高等裁判所 平成 16（ネ）1083。判決文は裁判例検索（https://www.courts.go.jp/hanrei/search2/index.html）で入手可能。

19）藤野博行 2011，学納金返還請求訴訟の再検討，九州国際大学法学論集，18（1･2 合併号）は，学納金及び在学契約の法的性格を下級審判決・最高裁判決・学説を踏まえて再検討した結果，学納金の性質は①入学金：学生地位取得の対価，②その他の学納金：教育役務・事務手続および施設利用などの対価，在学契約の性質は「有償双務の無名契約」となるとしている。最高裁の示した入学地位取得対価論が「契約は一回的給付／履行は即時完結／信義則・消費者保護の介入余地が小さい」のに対して、学生地位取得対価論は「契約は継続的関係／履行は教育役務提供と結合／不公平な条項の審査余地が大きい」とされており非常に興味深い。

20）入学金調査プロジェクトほか 2025，大学への入学金二重払い問題に対する若者たちの取り組み，第三文明（786）30-32，渡部昭男 2026，大学入学金「二重払い」問題の課題と展望，経済（366）56-63 を参照のこと。

21）朝日新聞デジタル 2025.12.25「入学金の二重払い，私立 210 大学が返金など実施・検討　国が初調査」は，「文科省の推計では，大学入学者全体の 23.5％（約 15 万人）が入学を辞退した大学にも払っているとする」と報じている https://www.asahi.com/articles/ASTDT26LZTDTUTIL029M.html?msockid=00448be6f70b69d624fa993bf6d9684d。

22）渡部昭男・パクコヨン・イムウンヒ・多胡太佑 2024，韓国における大学登録金の負担緩和の歴史と政策：日韓 / 韓日対話第 5 回企画の成果及び日本への示唆，神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 17（2），43-52。

23）（韓国）大学教育研究所 2013，2012 全国大学入学金現況，http://www.khei.re.kr/post/509。

24）教育部 2017，私立大学入学料に関する調査結果の発表 https://www.korea.kr/briefing/pressReleaseView.do?newsId=156230033。

25）渡部昭男・鄭炳浩・光本滋・肥後耕生・多胡太佑 2024，コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの：日韓 / 韓日対話第 6 回企画の成果及び日本への示唆，神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 18（1），67-76。

26）文部科学省 2019，大学等における修学の支援に関する法律の概要 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/17/1417025_01_1.pdf。

27）文部科学省 2025，大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の概要 https://www.mext.go.jp/content/20250407-mxt_gakushi01-000041414_1.pdf。

28）総務省 2025，こども家庭庁「大学等における修学支援に必要な経費」https://www.soumu.go.jp/main_content/001031867.pdf。

29）国政企画委員会 2025，李在明政権の国政運営五カ年計画（案）https://dl.nanet.go.kr/detail/NONB12025000016016。国家奨学金の拡充は「国政課題 89：青年の政策参加拡大と基本生活支援でともに創る未来（国調室など）」に位置づけられており，雇用・住居・資産・教育・福祉などの青年生活全体の実質的な支援強化，持続可能な青年政策支援体制の構築が謳われている。「千ウォン朝食支援対象大学生から労働者まで拡大」（p.302）なども含まれている。

30）教育部 2025，2025 年カスタマイズ型国家奨学金支援基本計画（案）。

31）2025 年のこうした拡張により，受益学生は約 120 万人（全大学生の約 60%）と報告されている（教育部 2026，2026 年カスタマイズ型国家奨学金支援基本計画（案））。

32）2025 年大学生生活支援方針の概要 https://livingking.tistory.com/entry/2025。

33）受益学生率については，渡部昭男 2025，高等教育無償化政策の日韓比較：「高授業料・低補助」国からの脱出，大学マネジメント（242），p.35 日本「3 割弱」，p.34 韓国「67.6%」。

34）多胡太佑 2025，「政策の窓」モデルの教育政策学的検討，日本教育行政学会第 60 回大会要旨集録，44-45。

35）多胡太佑 2026，半額登録金政策形成過程：学生団体の役割を中心に，教育行政学研究（韓国教育行政学会）44（2），359-388（韓国語）。